

川口市社会人サッカー連盟登録要領

川口市社会人サッカー連盟への加入についての要件等について、本要領に規定する。

(登録要件)

1. 加入を希望する団体は、加入を希望とする年の前年11月末までに希望する旨を連盟事務局に通達し、12月末までに登録完了しなければならない。
2. 登録に際しては次の条件を満たし申請しなければならない。
 - (1) 活動する地域が川口市内であること。
 - (2) 申請する団体の代表者が、団体設立時において川口市に在住していること。
 - (3) 団体に加入している選手の8割が、川口市在住又は在勤者であること。
 - (4) 審判員有資格者(4級以上)が3名以上在籍していること。
 - (5) ユニフォーム及び審判着等競技に参加するにふさわしい用品等を保有していること。
 - (6) 川口市サッカー協会並びに本連盟規約に同意し、かつ本連盟の運営に積極的に参加できる団体であること。
 - (7) 市及び県登録料等の必要経費を遅滞なく納付することができること。

※ (3)、(4)については応相談とし、上記の限りではない。
3. 前項各号に規定する内容に不備又は虚実の記載があった場合、申請を却下するものとする。

(登録手続)

- (1) 登録の手続きは、連盟規定の様式をもって申請する。
- (2) 登録申請説明会開催通知は、予め連盟事務局に問い合わせのあった団体に通知する。